



目次

告示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	1
高知県選挙管理委員会告示	
○選挙の効力に関する異議の申出を棄却した決定に関する審査の申立てに対する裁決 (12・3 掲示)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部会計課)	3

告 示

高知県告示第750号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る関係がある診療科において担当する医療の種類	指定年月日
仁山会デンタルクリニ	香南市野市町東野555番地15	育成医療及び		令和7年

ック		更生医療	/	12月1日
----	--	------	---	-------

高知県告示第751号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

香南加入区

高知県告示第752号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和3年12月高知県告示第1037号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和7年12月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

香南加入区

高知県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
吾川郡いの町小川東津賀才字カラコシ245番1から 吾川郡いの町小川東津賀才字下渡瀬248番1まで	前	11.3 }	117
	後	11.3 }	117

高知県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川東津賀才字カラコシ245番1から 吾川郡いの町小川東津賀才字下渡瀬248番1まで	117	令和7年12月16日

高知県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年12月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町北川字柚木野4041番1地先から 高岡郡津野町北川字柚木野9855番まで	212	令和7年12月16日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第76号

令和7年5月18日執行のいの町議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立人からの異議の申出を棄却した令和7年6月10日付けのいの町選挙管理委員会の決定に係る審査の申立てに対して裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により次のとおり告示する。

<p>令和7年12月3日（掲示済） 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 （原文登載）</p> <p>裁決書 大阪府大阪市城東区東中浜8丁目8番23-314号 審査申立人 清田 健二 審査申立人（以下「申立人」という。）が令和7年6月30日に提起した審査の申立て（以下、この審査の申立てを「本件申立」という。）について、次のとおり裁決する。</p> <p>主文 本件申立のうち選挙の効力に係る申立を棄却する。 本件申立のうち当選の効力に係る申立を却下する。</p> <p>本件申立の要旨</p> <p>第1 本件申立の趣旨 令和7年5月18日執行のいの町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補し落選した申立人からの選挙の効力及び当選の効力に関する令和7年5月21日付け異議の申出に対し、いの町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和7年6月10日付けで異議の申出を棄却及び却下する決定（以下「原決定」という。）をしたので、申立人は、これを不服として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）202条2項及び同法206条2項の規定に基づき、令和7年6月30日、高知県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対し、原決定を取消す旨の裁決を求めたものである。</p> <p>第2 本件申立の理由 本件申立の理由を要約すると、次のとおりである。</p> <p>1 選挙の効力 （1）申立人の立候補者名である通称「清田 鼎」は一般的に難読であり、町委員会に対してふりがなの付記を要望していたが、投票所の氏名掲示等にふりがなが付記されることはなく、そのため有権者が正しく申立人の候補者名を記載できず、本来無効とされるべきではない票が無効投票として処理された可能性が高い。これは、法202条が対象とする「選挙の効力」に関わる重大な瑕疵であり、「選挙の自由・公正」が著しく損なわれた状態に相当する。</p> <p>また、無効投票とされた票のうち、少なくとも1票が申立人に対する有効投票と認定されれば供託物没収点を上回るという合理的かつ具体的な主張であるにもかかわらず、町委員会は実質的検討を行わずに異議を棄却した。選挙争訟制度等の趣旨に照らせば、この判断は不当であり、無効投票の再点検を含む実質的な再審査がなされるべきである。</p> <p>（2）本件選挙の無効投票率は1.43%と、前回選挙（1.13%）に比べ無効投票率が上昇している。通常、投</p>	<p>票者数が減少すれば、無効投票も比例して減少するのが自然な傾向とされる中、本件選挙では逆に無効投票率が上昇しており、統計的にも異常値といわざるを得ない。これは、申立人の通称「清田 鼎」という読みにくい漢字表記に対し、ふりがなを付記しなかった町委員会の不備が、有権者の混乱・誤記・誤読を招いた直接的要因であると強く推認される。また、いの町には「清田（せいだ）」と発音する地域が存在し、地域的な音韻習慣から「せいだ」のみの記載や「清田（せいだ）○○」と記載された票は申立人への意思表示としてなされた可能性が十分に考えられる。本件選挙における無効投票数の異常増加は、町委員会の投票所の氏名掲示対応、地域事情の不認識等、制度的・実務的な瑕疵によって、有権者の意思が適切に集計に反映されなかった可能性が高いという意味で、選挙の効力を争う実質的理由として十分に成立するものである。</p> <p>（3）町委員会は無効投票の内訳を一切開示しておらず、その分類・理由・記載例等の説明が一切なされていない状況は、無効投票処理の客観性および合理性を確認するすべがなく、選挙の透明性・信頼性を著しく損なうものである。これは、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に該当し、法205条に照らしても「選挙の効力」に関する重大な問題である。</p> <p>さらに、有権者が意思を的確に投票用紙に反映させるためには、どのような記載が有効投票として取り扱われるのか、その判断基準を予め把握しておく必要があるが、町委員会から有権者に対して有効投票・無効投票の判断基準が事前に一切公表・開示されておらず、投票行動に著しい不確実性をもたらしたと考えられる。また、有効投票・無効投票の判断について、同種の記載であっても一貫した基準に基づく処理がなされたかどうか外部からは確認が困難な状況にあり、無効投票処理の妥当性に重大な疑義を抱かざるを得ない。本来、開票作業は厳格かつ客観的に行われるべきものであり、その根拠となる判断基準が公開されていないことは、選挙の公正性および透明性を著しく損なうものである。</p> <p>2 当選の効力 通称使用した「清田 鼎」の漢字表記の難解性による無効投票処理の疑義の主張は、「有効得票数の算定の違法」に該当し、「当選の効力」に直接かつ重大に関わるものである。名古屋高等裁判所の平成4年12月17日判決においても、「当選の効力に関する異議の対象には、当選人を決定した機関による有効得票数の算定の違法も含まれる」と明確に判示されており、当選決定に際し、有効投票の集計方法が違法である場合には、法206条に基づく異議申出の対</p>	<p>象となることが判例により裏付けられている。</p> <p>また、供託物没収点との関係についても、得票数の算定が適法に行われていないという具体的疑義に基づくもので、当選の効力を直接的に争う内容である以上、異議申出として適法と評価されるべきであるため、形式的要件を欠くとした原決定は誤りであり、適正手続の原則にも反するものである。</p> <p>裁決の理由 当委員会は、本件申立を適法なものと認めてこれを受理し、町委員会から弁明書を、申立人から反論書をそれぞれ徴し、また、町委員会に対して証拠物件の提出を求めた。なお、申立人に対して口頭意見陳述の意思を確認したが、希望する旨の回答はなかった。</p> <p>提出された主張書面や証拠物件に基づき、当委員会が慎重に審理した結果は、以下のとおりである。</p> <p>第1 申立人及び町委員会の主張等</p> <p>1 申立人の主張の内容 申立人の主張の内容は、前記「本件申立の理由」のとおりである。</p> <p>2 町委員会の弁明の内容 町委員会の弁明の内容を要約すると、次のとおりである。</p> <p>（1）法205条1項の規定により、選挙が無効とされるのは「選挙の規定に違反することがあるとき」かつ「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られる。</p> <p>「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。</p> <p>投票所に掲示する氏名等の掲示については、法175条1項及び2項において「公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならぬ」と規定されているが、氏名掲示にふりがなを付記しなければならない旨は法に規定されておらず、申立人が主張するような不適切な対応には該当しない。</p> <p>また、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」とは、最高裁が判示しているように候補者の当落に関して判断されるべきもので</p>
--	---	--

あり、申立人が主張するような供託物没収点以上の得票有無に関して該当しないことは明らかである。

(2) 当選が無効とされるのは「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。申立人は自身が供託物没収点以上の得票があるか否かについての異議を申出しており、法により争い得るものとして認められた事項である当選人決定の違法に関しては何ら申出していない。よって、申立人の異議は、法206条に規定されている「その当選の効力に関する不服」には該当せず、その要求するところが法により争い得るものとして認められた事項であるとした要件を満たしていないことから、当選の効力に関する異議申出として不適法なものである。

3 申立人の反論の内容

申立人の反論の内容を要約すると、次のとおりである。

- (1) 法文に明記されていないことを理由に「適法」とするのは形式的解釈にすぎず、町委員会が当然に果たすべき配慮義務を怠ったものといわざるを得ない。これは裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法な不作為として是正を要するものであり、結果として有権者の意思反映を妨げた以上、法に適合した運用とは認められない。
- (2) 町委員会は、得票数の確定が供託物没収や選挙公営の対象外となることに直結する点を軽視し、「当落のみに関係する場合に限り適法」とする狭い理解に立っているが、この解釈は明らかに誤りである。法202条にいう「選挙の効力」には、単に候補者の当落に限らず、開票手続の適否、無効投票処理の妥当性、供託物没収や選挙公営の対象外となることに直結する法的効果まで含まれることが、判例・通説で確立されている。

第2 当委員会の判断

1 選挙の効力

(1) 判断基準

法205条1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主と

して、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）とされている。

(2) 当委員会の判断

上述の判例のとおり、選挙が無効とされるのは候補者の当落に影響がある場合であり、「当選しなかった候補者の得票数が基準得票数（供託物没収点）を上回るか否かにつき異なる結果が生じるときであっても、当該選挙における候補者の当落に影響するものではないから、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらないというべきである」（令和6年4月23日仙台高裁判決）とされていることから、申立人の主張は選挙を無効とする事由には該当しない。

加えて、本件選挙の結果、申立人の得票数は48票で、当選人の最少得票数との差は229票であることから、仮に無効投票127票の全てが申立人への票が加わったとしても、本件選挙における候補者の当落に影響せず、選挙の結果に異動を及ぼす虞はない。

なお、申立人は、ふりがなを付記しなかったことは選挙の規定違反であり、そのことに起因して無効投票率が上昇している旨を主張しているが、投票所内の氏名掲示にふりがなを付記すべき規定はなく、加えて、ふりがなが付記されていなかったのは申立人に限らず全ての候補者であるため、このことをもって直ちに選挙の自由公正の原則が著しく阻害された状態であるとは認められず、また、無効投票率の上昇についても憶測の域を出ない主張である。

このほか、申立人は、無効投票の判定に関する瑕疵や町委員会が無効投票の内訳及び有効・無効投票の判断基準を一切開示しておらず、選挙の透明性・信頼性を著しく損なうものであることなどを主張しているが、これらを開示すべき規定はなく、さらに、開票手続きは開票事務が公正に行われるよう監視することを任務とする開票立会人の立ち会いのもとで適正に行われているため、申立人が主張する無効投票の判定を含めた開票手続きの透明性・信頼性等を著しく損なうといった事実は認められない。

2 当選の効力

(1) 判断基準

当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無

効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

(2) 当委員会の判断

申立人は、上記(1)に記載の判決を引用して、当選の効力に関する異議申出の対象には有効得票数の算定の違法に関する事項も含まれること、また、一貫して申立人自身の得票数と供託物没収点の関係を主張しているが、当該判決では「当選人決定についての違法」としての有効得票数の算定を述べているところ、申立人は当選人決定に関する異議は申し出しておらず、当該判決の解釈を誤っている。

加えて、当選の効力に関する異議申出は、「当選人とされた者の当選が無効であるとか、落選者とされた者が当選人であることを主張して裁決の取消しを求めるもの」（平成22年12月3日大阪高裁判決）とされており、供託物没収点に関することはこれに含まれないと解される。

以上のことから、申立人の主張は当選の効力に関する異議申出の対象とは認められない。

第3 審査の結果

以上のとおり、本件選挙について原決定の取消しを求める申立人の主張には、いずれも理由が無い。

よって、主文のとおり裁決する。

令和7年12月3日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年12月16日

高知県警察本部長 岩田 康弘

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日
令和7年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社藤田商店 香川県観音寺市坂本町五丁目4番5号

- | | |
|---|---------------------------|
| 5 | 落札金額
77,772,467円 |
| 6 | 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 |
| 7 | 政令第6条の公告をした日
令和7年9月12日 |